

発行所  
長野県保険医協会

〒380-0928長野市若里1丁目-5-26

電話 026(226)0086

FAX 026(226)8698

E-mail nagano-hok@doc-net.or.jp

年間購読料 3,600円(会員の購読料は会費に含まれています)



2014年(平成26年)4月25日  
No.398(毎月1回25日発行)  
(1990年6月22日第三種郵便物認可)

主な記事

26年度活動方針...2-4面(役員名簿2面、決議4面)、医科個別指導指導事項...5面、疾患別歯科での薬の投与/理事会便り...6面、協同組合ニュース...7-8面

# 協会、定期総会で全議案を可決 役員改選では、鈴木会長を再選

長野県保険医協会は3月31日松本市内のホテルで第35回定期総会を開き、活動報告及び新年度活動方針や予算など5議案を原案通り可決し、役員改選では鈴木会長の再任をはじめとする32名の役員(名簿3面参照)を選出した。また自助自立を基本とする社会保障制度改革の方向を改め、国の負担を増やし社会保障を充実させるなど8項からなる決議を採択、総会を終えた。



長野県保険医協会第35回定期総会で会計関係3議案の提案場面

総会では長谷川会員(歯科部員)を議長に選出、6名の物故会員の黙祷の後、議事に入った。

第1号議案では2013年度活動報告を宮沢副会長が、第2号議案2014年度活動方針を矢崎副会長が提案し、原案通り可決。第3号から第5号の2012年度決算2013年度補正予算2014年度予算の3議案は市川副会長から一括提案されたが、採決にあたっては、会場からの各

号毎に採決をとる意見を踏まえ行われ、それぞれ原案通り可決した。

役員改選は布山常任理事から役員改選の告示に対する立候補はないこと、鈴木会長の会長推薦が複数あった旨、及び理事会での議論の経過説明と総会場で役員選出をする旨が報告された。役員候補として会長は推薦のあった鈴木現会長、副会長は中島副会長が辞任し理事

## 日米二国間協議加速化の中で県民集会 TPPに反対する連絡会議

オバマ大統領の訪日を前に日米二国間協議が加速化する中で、県保険医協会も加盟するTPPに反対する連絡会議(37団体)主催で、4月19日(土)に松本市あがたの森公園で「TPPに関する国会決議の実現を求める長野県民集会」が開催され約1,000人が参加した。

JA長野中央会の大槻会長は日蒙EPA交渉の大筋合意で農業関係者に不安が広がっていることから、国会

議員には国会や与党での決議を必ず実現するよう尽力して欲しいと訴え、長野県民の食といのちとくらしを守るために頑張りたいと挨拶した。

連帯メッセージでは「TPP参加交渉即時脱退を求める大学教員の会」の醍醐氏(東大名誉教授)から、政府は日蒙EPA交渉の大筋合意は国会決議に違反するものではないと言いつけているが、重要品目を除外するというは関税交渉そのものを対象外にすることが安倍首相の国民に対する約束だったとし、「聖域を切り売りしてでも合意をすることが決して国会決議の精神ではない、聖域を切り売りするくらいなら撤退すべきだというのが国会決議の真髄だ」と強く批判した。



4月19日あがたの森公園に集まった連絡会議構成団体

また、「TPPに反対する弁護士ネットワーク」の小林弁護士(長野県弁護士会)はISD条項の問題に触れ、ISD条項が必要とされるのは

へ、野口常任理事が副会長就任で5名、理事の退任申し出が4名あり新規補充の理事はなしのため理事は25名、監査2名は再任と提案がされた。討論において鈴木会長再任を求める意見が複数出され、会長再任の採択の提案がされたため議長が採択を諮り満場一致で鈴木会長の再任を採択、鈴木会長もこれを了承した。張理事退任に際し顧問就任について議長提案でこれを了承した。

決議案は後藤常任理事が提案、満場一致で採択した。

その他意見として上條会員より定款見直しの発議があり、執行部より次回総会に向けて理事会で検討したい旨の答弁があった。

可決された活動方針は2-4面参照。なお、活動方針とも関連する項目のある決議(4面参照)は3月31日に内閣総理大臣、関係大臣、地元選出国会議などに送付されている。

政情不安定な発展途上国であって日本のように司法制度が確立した国において自分の主権を切り売りしてまで投資家を受け入れなければならない理由はない。TPPを推進する側の考え方は制限や保護は悪で自由に競争させろということだ。このため弱者保護の法律、制度(利息制限法、解雇権の制限法、環境を守るためのエコカー減税、排ガス規制、水資源を保護する条例など)が投資家の標的になり、日本の歴史的な文化を担ってきた制度が押しつぶされる。TPP参加は投資家の権利を最大限に保護し、日本の主権を損ない国民に犠牲を強いるものであり到底容認できるものではないとした。

37団体の代表として長野県農業会議副会長の望月氏は国会決議や与党決議を必ず実現すること、情報開示の徹底と利害関係者の意見を交渉に反映させることの2点からなる要請を行った。

## 保団連の新点数テキスト 新点数検討会は前回やや下回る参加

保団連の新点数テキストを事前配布、そのテキストを使用

しての長野県保険医協会の新点数検討会は3月下旬に医

科が4会場、歯科は6会場で開催した。医科は235医療機関614名の参加、歯科は85医療機関121名の参加があった。いずれも参加者は前回を若干下回った。

医科はテキスト作りに従事する社保担当事務局と丸山理事(松本会場)が講師に、歯科は役員4名と歯科部員2名が各会場の講師を分担した。各会場の参加人数等は6面の活動日歯を参照のこと。



松本で3月27日同日開催の医科(上)と歯科(下)の各検討会会場

## 鶏声

新点数検討会は、医科も歯科も保団連の中央会場と各地を結び形で行われ、これを元に各地で検討会が行われた。会場時間等の関係から中央検討会の内容をコンパクトにした部分もある。そのひとつが歯科中央検討会で行っていた7月1日施行の改正生活保護法関係、医科歯科共通事項だが点数改正と直接関係ないのでテキストには盛り込まれていない。同法一部改正については「現在も利用率が低い中で申請のハードルを高くすることで生活保護を受けにくくなる」として県保険医協会では反対の立場で国会要請行動等を行ってきた経過があるが、医療機関へ影響が出るのは、改正生活保護法の「医療扶助の適正化」部分、要は健康保険法の保険医療機関の指定や取り消しの取り扱いを生活保護法に持ち込んだり、連動させることだ。

現在無期限の指定期間を健保法同様6年の更新制に、指定要件として保険医療機関であること、取消処分前に指定辞退がなされた場合に5年を経過していること等、取消要件として保険医療機関でなくなったとき、診療報酬の請求に關し不正があったとき、があげられている。そして、国(地方厚生局)による医療機関への直接の指導を可能とする部分もあることだ。検討会では、7月1日から生保のレセプトも指導対象になる。高点数数の対象レセプトにもなる。指導の際、生保のレセプトもチェックする。返還金が生じた場合、生保は4割増しとなる」と説明されていた。(ZS)